

令和4年第2回平群町議会

臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和4年5月9日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会（開 議）	5月9日午前9時9分宣告（第1日）
出 席 議 員	1番 岩 崎 真 滋 2番 長 良 俊 一 3番 山 本 隆 史 4番 井 戸 太 郎 5番 稲 月 敏 子 6番 植 田 い ず み 7番 山 口 昌 亮 8番 森 田 勝 9番 山 田 仁 樹 10番 窪 和 子 12番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 西 脇 洋 貴 副 町 長 植 田 充 彦 教 育 長 岡 弘 明 総 務 部 長 西 岡 勝 三 住 民 福 祉 部 長 寺 口 嘉 彦 事 業 部 長 巳 波 規 秀 教 育 部 長 川 西 貴 通 政 策 推 進 課 長 山 崎 孔 史 総 務 防 災 課 長 松 本 光 弘 税 務 課 長 末 永 潤 子 健 康 保 険 課 長 乾 充 喜 福 祉 こ ど も 課 長 岡 田 康 裕 観 光 産 業 課 長 酒 井 智 志 上 下 水 道 課 長 大 辻 孝 司 教 育 委 員 会 総 務 課 長 浦 井 久 嘉
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 藤 本 佳 利 主 幹 高 橋 恭 世 主 査 大 文 字 睦 美
町 長 提 出 議 案 の 題 目	報 告 第 2 号 議 会 の 委 任 に よ る 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て （ 和 解 及 び 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て ） 承 認 第 3 号 専 決 処 分 の 承 認 を 求 め る こ と に つ い て （ 平 群 町 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て ）

<p>町長提出議案 の 題 目</p>	<p>承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて (平群町介護保険条例の一部を改正する条例について)</p> <p>承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度平群町一般会計補正予算(第11号)について)</p> <p>議案第31号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第32号 令和4年度平群町一般会計補正予算(第1号)について</p> <p>議案第33号 令和4年度平群町学校給食費特別会計補正予算(第1号)について</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>1 番 岩 崎 真 滋 1 2 番 馬 本 隆 夫</p>

令和 4 年 第 2 回 (5 月)

平群町議会臨時会議事日程 (第 1 号)

令和 4 年 5 月 9 日 (月)

午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 報告第 2 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 5 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平群町税条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 6 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平群町介護保険条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 7 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和 3 年度平群町一般会計補正予算 (第 1 1 号)
について) |
| 日程第 8 | 議案第 3 1 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 3 2 号 | 令和 4 年度平群町一般会計補正予算 (第 1 号) について |
| 議案第 1 0 | 議案第 3 3 号 | 令和 4 年度平群町学校給食費特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 議案第 1 1 | | 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について |

令和 4 年 第 2 回 (5 月)
平群町議会臨時会追加議事日程

(第 1 号の追加)

追加日程第 1	駅周辺整備事業特別委員会の廃止について
追加日程第 2	議長辞職の件
追加日程第 3	議長の選挙
追加日程第 4	副議長辞職の件
追加日程第 5	副議長の選挙
追加日程第 6	特別委員会の委員の辞任許可について
追加日程第 7	特別委員会の委員の選任について

開 会 （午前 9時09分）

○議 長

皆様、おはようございます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスクの着用について許可をいたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和4年平群町議会第2回臨時会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして、御挨拶をお願いします。西脇町長。

○町 長

皆様、改めましておはようございます。

臨時会の招集に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和4年第2回の臨時会の開催をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中、御参集いただき、本当にありがとうございます。議員各位におかれましては、本町行政に対しまして、格別の御協力を頂き、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染がいまだ続いており、第3回目のワクチン接種を2月より接種の開始を行い、町内の医院においても多くの接種に御協力を頂いておるところでございます。プリズムへぐりで行ってまいりました集団接種につきましては24日に終了いたしました。ワクチン接種の状況につきましては、後ほど担当より報告をさせていただきます。

第4回目のワクチン接種についても、国から体制確保を行うようにとの連絡もあり、引き続き、円滑なワクチン接種体制の構築に全力を尽くしてまいります。

3月の第1回定例議会から本日までの主な出来事について御報告申し上げます。

4月は入学の季節であります。コロナ禍の中、各学校やそれぞれの園において、入学式、入園式が縮小して行われました。児童生徒の皆様は、これまでの学び舎から新たな学び舎へと巣立っていくこととなり、これからの活躍を御祈念申し上げます。

また、4月18日より、多くの方に御協力いただいたこいのぼりの吹き流しを掲揚しております。五月晴れの空に泳ぐこいのぼりを御覧ください。

毎年4月29日に行ってまいりましたへぐり時代祭りは、コロナ禍により、行列を中止し、総合文化センターにおきまして、へぐり時代祭り10年の歩み展、フォトセッションなりきり撮影会、そして平群盛り上げ隊によります花火

の打ち上げを行いました。時代祭りの実行委員会の方々をはじめ、関係各位の皆様方には、企画、準備、運営等に御尽力を賜りましたことを感謝申し上げます。

さて、本臨時会におきましては、議会の委任による専決処分の報告案件が1件、専決処分承認の案件が3件、条例改正が1件、補正予算が2件、計7件の議案を上程いたしております。

慎重に御審議を賜り、いずれの議案におきましても、原案どおり承認、可決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本臨時会の議事日程はお手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の報告を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、1番、岩崎議員、12番、馬本議員を指名いたします。本臨時会の会期中、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日と決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

続きまして、日程第3 諸般の報告を行います。

3月23日開催されました公共交通対策特別委員会の報告を求めます。公共交通対策特別委員会委員長。

○公共交通対策特別委員長（山田仁樹）

それでは、報告をさせていただきます。

去る3月23日水曜日午前10時より公共交通対策特別委員会を開催いたしました。案件につきましては、コミュニティバス運行事業、デマンド型乗合タクシーの運行业務における報告及び計画、平群町地域公共交通会議事業計画についてであります。当局より説明を受け、協議いたしました。

以上、公共交通対策特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長

ありがとうございます。

以上で諸般の報告は終わります。

次に、新型コロナワクチン接種について説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、新型コロナワクチン接種状況について御説明させていただきます。

本日、机置きさせていただいております資料に基づいて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1番目として、3回目（追加接種）のワクチンの接種状況であります。

3回目、追加接種のワクチンの接種については、65歳以上の集団接種を2月5日より開始、3月1日からは、2回目の接種を完了後、原則6か月以上経過した18歳以上の方を対象に実施し、4月13日からは12歳から17歳の方も対象に加え、実施しております。プリズムめぐりで行う集団接種につきましては、この4月24日をもって終了しております。3回目の接種者並びに接種率については、下記の表のとおりでございます。全体といたしましては、全体の対象としては、2回目接種の1万5,287名に対して、3回目の接種者は1万1,862名で、接種率といたしましては77.6%となっております。

続きまして、個別接種ですけれども、3回目の追加接種についても、1回目、2回目と同様に、医療機関において受けることができます。ただ、個別接種につきましては、一旦9月30日をもって終了をする予定としております。ただ、この個別接種の希望者やワクチンの供給状況によりまして、この9月30日が前倒し等になる可能性もありますので、その場合、また改めて皆さんに広報、周知してまいりたいと考えております。

続きまして、3番目としまして、小児接種の実施状況です。

5歳から11歳の小児接種につきましては、3月15日から接種を開始しております。ワクチンは小児用のファイザーワクチンで、大人と同様、3週間の

間隔で2回接種しております。集団接種につきましては、1回目接種を3月26日と4月2日で、2回目接種は、4月16日と4月23日に実施しております。個別接種につきましては、接種券送付時に同封したチラシ等に記載しており、変更があった場合は、皆さんにまた周知させていただきたいと考えております。

なお、小児接種の説明等の案内については、接種券送付時に同封しております。5歳から11歳の小児ワクチン接種の有効性や安全性は臨床試験等から確認されており、海外でも広く接種が進められております。しかしながら、現時点では、オミクロン株の感染状況や重症化予防に関する根拠が確定的でないことから、努力義務としての適用がされておられません。結果的に、小児の接種状況ですけれども、表のとおり、5歳から11歳は、対象者として、全体として969名ありますが、1回目接種者が132名で、接種率13.6%、2回目接種者が126名、2回目接種率は95.5%となっております。

めくっていただきまして、4番目の4回目のワクチンの接種についてであります。

4回目接種の対象者は、まず60歳以上の方、それと、18歳以上の基礎疾患のある方及び新型コロナウイルスに感染した場合、重症化リスクが高いと医師が認める方となっております。3回目との接種間隔は5か月となることから、高齢者施設入所者については6月中旬、プリズムめぐりで行う集団接種並びに町内医療機関で行う個別接種につきましては、この7月中旬から実施できるように準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、本日、一般会計補正予算に4回目に関わる予算を計上させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回、参考といたしまして、下段に表をつけさせていただいております。こちらにつきましては、平群町民の全体の接種状況が分かるようにということで、1回目対象者からの接種率を記載させていただいております。各年齢別の扱いは前の表と同様ですけれども、1回目の対象者から3回目の接種までの率を記載させていただいております。記載の率の中段につきましては、1回目の対象者に対する割合で、各年齢層の下段の率につきましては、1回目から2回目、2回目から3回目、その前回の接種者からの割合というふうに記載させていただいております。したがって、3回目接種の真ん中の率、真ん中というか、率で言いますと、上の率が平群町民の全体の接種率ということになっております。

なお、先ほどちょっと小児のところでも申し述べましたが、5歳から11歳の2回目の接種率につきましては13%で、あと、近隣の小児の接種状況で

ございますが、斑鳩町で9.4%、三郷町では12.7%、安堵町では26.3%となっておりますのでございます。

以上、接種状況について御報告させていただきます。

○議長

ありがとうございます。

ただいまの説明についての質疑は、日程第9 議案第32号 令和4年度平群町一般会計補正予算（第1号）についてでお願いをいたします。

これより議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

（ブー）

休 憩 （午前 9時21分）

再 開 （午前 9時28分）

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議長

先ほど開催されました議会運営委員会の報告をお願いします。議会運営委員会副委員長。

○議会運営副委員長（岩崎真滋）

それでは、先ほど議会運営委員会を開催しましたことを報告させていただきます。

駅周辺整備事業特別委員会の廃止についてを議題とし、廃止することに決定いたしました。これを議事日程に追加することをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

ありがとうございました。

お諮りします。

議会運営委員会副委員長より報告がありました駅周辺整備事業特別委員会の廃止についてを議事日程に追加し、本会議に上程することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本会議に上程することに決定しました。

続きまして

日程第4 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

の報告を求めます。総務部長。

○総務部長

それでは、報告第2号について御説明をさせていただきます。

報告第2号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、
次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月9日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された
町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月2日

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年12月8日、平群町福貴畑443番1付近にて、町道西山麓線には
み出した支障物により乗用車に損傷を与えた件について、和解により次のとお
り損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 32,118円

2 所管課 都市建設課

でございます。

これにつきましては、町道にはみ出した竹により、車体の左側のドア及びバ
ンパーの塗装に損傷を与えたものでございます。

以上で報告とさせていただきます。

○議 長

続きまして

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平群町税条例の一部を改正する条例について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

承認第3号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

何点か聞きますけど、まず1点目、今、改正概要で説明していただきましたけども、1のDV被害のところ、これはどのような手続をするということになるんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの御質問にお答えします。

DV、どのような手続するのかということでございます。

実際は、住民の方は普通に申請に来られて、DVの被害が住民課に申出がありましたら、システム内で、各固定資産税のシステムも、そういうDVの申請者申出がありというような表示が出ますので、そういう方については住所等を削除すると、そういうような対応をする予定でございます。

○議長

山口議員。

○7番

いや、だから、本人が申告したって、実際にじゃあDVがあったかどうかというのは誰が判断するの。申出したら、もう全部オーケーということですか。でもないでしょう。その辺は当然厳格なものがあるはずだから、別にええけどやね、実際にだって、全然そんなこと知らずに住所が分かってしまうということがあってはならんからこういう措置を取られるんだと思うんで、しかしそれはどういうふうに受け付けて、どういうふうに、それじゃあ証明するの。警察とか、そういうところの証明が必要なのかどうか、そんなことも当然、説明あるわけでしょう。そうでないと、私が別にそんな被害を受けてなくても、いや、これと言うて出したら、その申請書出すときには、その住所はもう出ないということになるのかどうか。

その辺がちょっと手続的によろしく分らんねけど、今でなくてもええけど、具体的にじゃあどういうふうな手続でそういうことがされるのか。これ、今回初めて、今回から、これまでもあったんですか。そしたら、今回初めてなら、そ

の辺はちょっとね、どういう手続するのかというのはやっぱりきちっと、私はそんな人が多いのかどうか知りませんが、町内でも幾つか事例は聞かないこともないんで、ちょっとそれどうするか、今答弁じゃなくて結構ですから、文書できちっと、ペーパーで出してもらえますか。それでいいですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいま御質問で、DVの手続の関係でございます。また文書で出させていただきます。

○議長

山口議員。

○7番

あと、この2の下水道、これもよう分からんのですが、実際に平群町でどういう事例があるのか。それから、3番についてもですね、これはないと言いましたね。4番については、これについてもですね、これまでの実績。5番についても、これは今年度だけやから実績はない、これからですけども、その2と4については、ちょっと実績について説明していただけますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

2番の実績でございます。

事例があるのかということで、この施設につきましては、下水道に害を及ぼすレベルの悪質汚水が含まれる有害物質を流す前に事前に処理するという機械になります。事例があるのかということで、今、償却資産の申告書を見る限りでは、今のところ、確認はしておりません。

あと、省エネ改修の実績でございます。

実績につきましては、見たところ、平成30年度から令和3年度、4年間については、申請は今のところございません。過去には、以前見てみましたら、年間1件から3件程度の申請件数となっております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

30年から令和4年で、いつからいつまでが申請あったって、今最初申請なしって言って、その後どう言ったかちょっと聞こえにくかったんやけど。

○議 長

総務部長。

○総務部長

平成30年度から令和3年度、この4年間については申請はございません。過去ずっと長いこと、こういう制度あるんですけども、大体1件から3件程度の申請があったような状態です。

○議 長

山口議員。

○7 番

じゃあ平成30年までに3件ぐらいあったけど、この4年間は全くないということですね。周知されてない、知らないからじゃないの。だって、結構これやってはるでしょう。リフォームするときに、太陽光を屋根に載せてる家なんて結構ありますし、知られてないからじゃないんですか。だって結構大きいですよ、これね。何ぼかあれでしょう、これ、あれでしょう、特例の拡充延長ということは、これで固定資産税は安くなるんでしょう。その中身、ちょっとそれ、幾ら安くなるか全然書いてないけど、その点はどうですか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

まず、周知でございます。

周知につきましては、分かった時点でホームページでアップしてますので、その段階でホームページを更新をさせていただいております。

幾ら安くなるかということにつきましては、通常のやつで、翌年度分だけ3分の1が減額になります。あと、認定長期優良住宅につきましては、翌年度、3分の2を減額するということになっています。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

いや、結構大きいからね。

これは、ホームページで知らせてると言たって、定期的にやっぱりこういう制度は、広報も含めてね、ホームページはもちろんですけど、広報でもやっぱり定期的に載せていくというふうにしないと、始まったときに1回載せたけどって。だから、初めあったのに、この4年間全くないというのはそういうことじゃないですか。そういうことでしょう。その前は何件かあったのに、始ま

った当初ということやと思いますけど、4年間何もないというというのは、当然知らないから申請してないんであってね。第一、この減免した分は別に町の税金が減るわけじゃないでしょう、当然国から補填あるわけですから。それはちょっとやっぱりちゃんとしていただきたいなというふうに思いますので。特に、ここは一番住民に直接関わってくる数も多いと思うんでね。今回、改正もあるから、広報等で、ホームページは当然直されると思いますが、やっぱり、しっかりそこは知らせる必要があると思うんです。ぜひ広報に載せてください。これは、多分そうしていただくと思うんで、言うておきます。

以上で結構です。

○議 長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより承認第3号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。
続きますして

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

(平群町介護保険条例の一部を改正する条例について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

承認第4号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

今、実績言ってもらったんで、46万6,700円、これの財源内訳、もちろん国、県、町の負担になると思うんですが、それは、これまでと同じなのかどうか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

財源の内訳でございます。

これまでと同様に、特例の補助金が10分の6、交付金として10分の4ということで、全額国費で賄われるというところです。

○議長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第4号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。
続きまして

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度平群町一般会計補正予算(第11号)
について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。

○総務部長

承認第5号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより承認第5号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。
続きまして

日程第8 議案第31号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。

○住民福祉部長

議案第31号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

まず、限度額について。

2年に1回、大体国が上げてくると。今回、介護分は上がってませんが、今度これ、65万円になる、その限度額になる人の所得または、ざっと収入総額、どれぐらいになるのか。介護は今幾らか、ちょっとここに書いてないけども、それも含めて説明していただけますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

限度額に係る所得の額ということです。

ちょっと今回、詳細な数字についてはお持ちしておりません。ただ、前回引き上げたときの収入額で言いますと、給与収入の場合が738万円、医療分の給与収入。後期高齢者支援金分が845万円、介護分が658万円ということで御説明させていただいているところでございます。

○議長

山口議員。

○7番

上がってからの分、分からんということ。提案すんねんからやな、当然そんなもん、用意しとかなあかんでしょう。ほんで、ちょっと今、医療分のやつ聞こえなかったけど、給与所得の場合ということでしたけど、医療分は幾らですか、もう1回はっきり言ってくれる。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

前回お示しさせていただいた収入でございます。給与に換算してお示しさせていただいているのは、前回ですけれども、738万円ということでございます。

○議長

山口議員。

○7番

738万円ぐらいで、今の限度額63万円になるわけですよ。今度下がる

から、ちょっと……一緒か、一緒やね、限度額は一緒やね、超えるから。分かりました。どっちにしても、うちは1年遅れやから、これが今年度されるわけじゃないですけど。

ただ、後でええですけど、今年度の数字出して、給与所得でいいですけども、給与収入でいいですけども、資料を出してくださいね。

それからですね、ちょっと何点か聞きますが、今、5,400万、昨年度、令和3年度については黒字になる見込みなので、もうそれを、県の統一料率になる前の今年度と来年度、この2年間で軽減すると。ということは、1年間に2,700万円下げってくれるというふうに今の説明やったらなんねけど、でも実際、もちろん出てる資料から見るとね、医療分の均等割は4,000円引き下げる。これは全員に、だから加入者1人、被保険者1人みんな全員4,000円、年間で下がるということです。被保数、このとおりになるかどうか分かりませんが、一応県が示してるのが、今年度の平群町の被保数は4,131人。当然、それ掛ける4,000円ですから、1,652万4,000円。これ、2年間で3,300万しかならんけど、5,400万と差はあるんですけどね、今の説明とは違うと思うんですけど、その点はどうしてですか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

減税額の根拠の数字が合わないのではないかとということでございます。

確かに、5,400万円のうち、4,000円減額した場合は1年で1,600万で約3,300万ということです。ただ、その差額分につきましては、今年度の予算上の話ではございますけれども、予算上、1,500万円程度の不足予算、赤字予算ということになっております。こちらのほうの分も含めて同様の予算措置をした場合は3,000万円ということになるということで、おおむね5,400万円をオーバーする6,000万程度の減額というふうに考えておるところです。

○議 長

山口議員。

○7 番

要するに、新年度予算の国保会計、予算上の収支は1,533万円赤字よね。ほんで今年度、これ引下げが今言うた1,652万円。合わせた3,000万、これはだから3,200万に1,500万足すわけやな。それでもまだ500万余ると、そうでしょう。新年度予算の赤字って、要するに、予算の予備費が黒字で、基金の取崩しが赤字で、差引き1,533万円。それから言うたらお

かしいやん。この前の4月の運営協議会ではそんな説明の仕方したか。2年間赤字になるからみたいなことは言ってたけど。そしたら、その500万どうしてくれんねんとなるわけよ。2年間で分けたら250万ずついけるわけや。簡単に言えばやで。そんな計算するのおかしいねん、大体。

だから、運協のときも言いましたけど、あんたたちの計算、いつも間違うねん、悪いけど。29年に1.6倍に値上げしたときも、何回も言うけど、それ値上げしても、2億円の赤字は6年後まで残る言うたんや。それが1年で黒字になったのよ。その乖離は2億円以上よ、2億3,000万円も乖離してたのよ、1年で。そんな計算しかできへんねやんか。

ただ、何回も言うように、平成30年度から県単位化になったからね、昔と違って医療費が増えたり減ったりで大きく変わることはない。町の国保税は、基本的に、県へ出す金に見合ったものにすればそんなに大きく変わらんから、今そういう説明してるんだと思うんです。予算とそんなに大きく変わらんようになる、その収支についてはよ。だって、払う金、決まってるわけやから。医療費が何ぼかかったって県が全部補填するんだから。少なかったら少なくしか補填してくれへんねからね。

それはええんやけどね、そのような理由でするんやったらきちっと、今みたいな理由で説明すんねやったら、きちっと数字合わせてくれたほうがええのよ。それやったら、まだ住民も納得するんじゃないですか。合わないでしょう、これ、今の話。5,400万、正確には5,466万3,000円とこう言ってるわけやんか。実際、決算打ったらどうなるか分からんよ、もうちょっと増えるのか減るのかも分からへん。何ぼか動くでしょう。でも、それを盾に引下げの金額を決めたんやったら、先言うておくけど、引き下げてくれたことは町長、えらいと思いますよ。前も言ったけど、県はあんまりええ顔せえへんねから。今の制度の中でね、よそがどんだん上り上げてるから。ただ、よそはどんだん上げてても平群より安いんやからね。ただ、よそも、みんな前も言いましたけど、三郷町なんかは、統一料率に持っていくために、3年かけて毎年値上げしてるんよね。平群町は統一料率よりも、1.6倍上げたときはもうずっと高かったのよ。ほんでおとしに、これも町長の英断ですけど、3,000数百万円の引下げをやったわけ。今回も、1年間空いて、私は金額にちょっと不満はあるけれども、引き下げたということについては評価してるんですよ。ただ、それをこういう理由でと言うんだったら、数字きちっと合わせてやってもらったほうがいいと思うんですよ、これ以上言いませんけども。そのこのところ。そのことはもういいです。

あと何点か聞きたいのは、この前、国保の運協で、課長が、令和6年、県の

統一料率、これはもう市町村に裁量は一切ないというような発言をしたわけですが、今、県から説明受けてるのは、令和6年度の保険料率は県が決めて、奈良県の39市町村全部、それに合わせて取るということで、一切市町村に裁量権はないという説明を受けてるんですね。その点、一つだけ確認します。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

令和6年度の統一税率についてでございます。

今おっしゃっていただいたように、運協で御説明させていただきましたのがですね、令和6年度は、県下全て同じ料率で統一するというところでございます。それは決定しているのかどうかということで御質問いただきまして、再度確認するということでしたので、これ、県のほうに再度確認しております。そのときに私が説明させていただきましたように、県下統一になるということでございます。ただですね、何らかの理由により赤字が出た場合は県のほうからお金を借りることになります、足らず分をですね。その分を翌年度以降に返還していくわけなんですけども、統一税率にプラスアルファして増税して、統一税率とはちょっと異なる率で付加することになるということとはございます。しかしながら、基本的には県下全ての市町村が統一の税率になるということでございます。

○議長

山口議員。

○7番

赤字になればプラスアルファする、そんなことになるわけないやんか。県は、39市町村の全部の税率を一緒にしてやで、一緒にして、その税率さえあればいけるということやから、市町村それぞれに責任が発生するはずがないやんか、それやったら。それは、市町村の集め方が悪い。例えばやで、収納率が95%しかないから、5%少ないんやから、その分が赤字になったから町村持ちなさいって、県の全体の国保会計が赤字になれば、全体で責任持たなあかんことになるわけやんか。そやろう。それを例えば、収納率に応じて赤字の補填を市町村に求めるんやったらそうなるけど、そんなけったいな話の議論ないよ。統一料率で集めてんのに、赤字になったらって、その前の赤字があればやろう。赤字があれば借りると言ったけど、その前に赤字になってればということでしょう。今の状態で赤字になっていればということでしょう。統一料率が始まってから赤字になるってそんなことあり得ないじゃないですか。だって、県が全部やってんねんで、基本的に。町は税金集めるだけよ、基本的には。

保健事業については、あなた、保健事業のことを言いたいんか分かんけど、保健事業についてはそれぞれの市町村の裁量やんか。当然、一般会計でやる自治体も出てくるんでしょうし。こんな議論するの、ちょっと話早いけど、今の最後の説明はもう全然、そんなことはないって。赤字になって、それを県から借りて補填して次の年から返していくので、その分を県の統一料率に平群町だけは高く上乘せします。それやったら統一料率じゃないじゃないですか。金が余ってたら平群町は、その金を補填して料率下げたってええってことになるじゃないですか。それはしないと県は言ってるんでしょう。

だからこの前、うちの県議団が政府へ行って、厚労省に国保のことで、奈良県はこのようにしようとしているけれども、それぞれの市町村の裁量は認めるべきだという要望をしてる。もちろん奈良県でも県にも言ってるんだけど。そこんところはもうちょっと正確にきちっと聞かないと、もうあと2年足らずで始まるんですから。

それともう1点ね、じゃあ平群町の国保会計はどうなるの、令和6年から。それはどう聞いてますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません、今の御質問ですが、町の国保会計がなくなるとかなくならないというお話でしょうか。

○議長

山口議員。

○7番

町の国保会計はどうなるのって言ってんねん。だって、もう要するに決めんでええわけ。会計は当然残るでしょう。集めなあかんねんから、金。だから、今赤字になるとかならんとかいう話してるけどやね、国保会計は県から決められた金を集めて払うだけでしょう。要するに、町が集めるんやったらよ。本当は県が全部やるんやったら県が集めたらええわけやけど、多分そうはならないでしょう、市町村全部。その事務経費とかは当然市町村に来るやろうし、そういう扱いになるんでしょう。後期高齢者と違うのは、後期高齢者は、39市町村の連合体ですからね。今度は県が主体やからね、そこが違うから国保の会計はどうなるんですかと聞いてんねん。要するに、後期高齢者みたいに事務経費と保険料と、保険料集まった分全部払う、基本的によ。事務経費は、広域から言われた分を払うところやってるんでしょう、今。それと同じようになるんですか。そういうことを聞いてるわけよ。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

今、後期のお話出していただきましたけれども、後期のほうは、必要な保険料として納めた分をそのまま広域連合のほうに納める形になります。しかしながら、国民健康保険の場合は、県から納付金が定められてまいります。その納付金について、町のほうで保険料を賦課し、収納した部分について、県のほうに定められた納付金を納めるという形になります。先ほど申しました赤字云々にならないという話なんですけれども、徴収率の低下等で、定められた納付金に税収が達しない場合もあるかと思えます。その部分が赤字になってくるというところで、後期のように、入ったお金をそのまま広域連合に納めるという形とは違ってまいります。

○議 長

山口議員。

○7 番

統一するまでの6年間、もう今年、来年で最後になりますけど、それは今言ったようなやり方です。県が、あなたのとこ、こっだけ払いなさい、AとBと安いほうで払いなさい。それを払うためには、これぐらいの料率ですよということまで示して県は出してくるわけでしょう。でも、これだけの料率ですよというのは全部一緒なわけですよ、もう、その年、その年。平群町だけじゃなくて全39市町村が。それを集めてんのに、赤字になるはずがないじゃないですか。県はそれでこっだけ払いなさいと言うてくんのよ。それで赤字になってるんやったら高く設定せなあかんやんか。そしたら、90%しか収納率がないとこと、平群みたいに98.何ぼのとこと、全然料率変わってくるじゃないですか、当然。奈良市みたいに収納率の低いところは高く取らないと駄目じゃないですか。そしたら、県の統一料率って一体何なんですか。

県民には、あなたたちは、奈良県に住んでる国保加入者は全部こっだけですよと県が示すんですよ。それより高いの取るんですか、平群町は。できないでしょう、そんなこと。県はそう説明してるんですか。それやったら、市町村の裁量権や。10億ぐらい基金持ってるとこやったら、毎年1億円ずつ10年間、安くしますで1億投入して県の料率より安くするんですか。そんなこと許さないでしょう、統一料率やのに、県は。だから、今の課長の答弁おかしいんですって。全く矛盾や。もっとちゃんときちっと県から聞いてくださいよ。もうあと2年もないんだから。そんないいかげんなこと言うてんと。

私も国保加入者ですから、県の統一料率がこっだけと、例えば僕の収入だっ

たら40万と決まっているのに、平群町だけ四十二、三万取るとなったらですよ、どこが統一料率やねんとなるじゃないですか。でしょう。だから、高く取れるということは少なくすることもできるということになるんですよ。分かる。おかしいでしょう、矛盾するでしょう。そこを答えてください言うてんねん。どう聞いてんのよ。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問です。

ただ、今お答えできるのは、今課長が言ったとおりなんです。これ以上のことについては、ちょっとまだ具体的にしっかりと把握というか、それ以上説明できない状況にあるということです。ただ、今後、この秋ぐらいについては、料率について等も確定というか、より正確なものとなっていく予定となっておりますので、それまでにはちょっと再度確認させていただきたいと思えます。

以上。

○議長

山口議員。

○7番

金額高いとか少ないとか、今出てる統一料率がどう変わるかというのは、今年当然、県のほうも精査していくと思う。医療費の動向のことがあるからね。そんなこと言ってるんじゃない。基本的な考え方、統一料率なんやから、それを高く取ることも安く取ることもできないはずなんや。それを今の答弁やったら、赤字になったら高く取る言うわけや。そんなことできないでしょうと言ってるのよ。高く取れるんだったら安くすることもできるはずよ。それやったら、何のための統一料率になるんですかと言ってるわけやんか。だから、その県が示してきた金額で、統一料率で当然県は県へ支払う金を計算してくるわけですから、それさえ集めれば赤字になることはないんですよ。100%集めろなんて絶対なりませんから。現実的でないからですよ。全国的に見て、低いところなんか80%台ですよ、八十数%ですよ、国保の収納率、低いところは。そんなもん、じゃあ100%でやったら、それぞれの自治体の一般会計から何ぼでも金出さなあかんようになりますよ。そんなことはならないんですって。そんなことも全部計算してやってくるんです。だから言ってるのに、もう1回ちゃんと聞いておいてください。聞いておいた上で、また返事くださいよ。いいですか、それはいいですか、部長。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

県単一化に向けましては、不確定的な要素が非常に多いわけです。それを皆さんには、確実なものをできるだけ早くお知らせするということは当然のことだと思いますので、そちらのほうはまた、それなりに対応させていただきたいと思います。

○議長

山口議員。

○7番

ちょっとほんまに高過ぎることがずっと続いているんやから、加入者の暮らしについては考えてほしいんですよ。少しでも安くするというので、上げ過ぎたというのはもう明らかなんですから、どう考えたって。あの後、何ぼ計算したって、あの1.6倍値上げしたときに修正案を出しました。私と井戸議員やったと思いますけど、その修正案は要するに値上げを半分にするという、あれで計算したら、あの半分にしたら、大体今ちょうど落ち着いてるところなんですよ。もちろん結果論ですから、それが全てと言いませんが、だから上げるときは慎重にね、段階的に上げるということも考えるべきなんです。だから、私はいつもこの間、国保でこの間10数年以上言ってますけども、あまりにも町の見通しがずれ過ぎてる、もうこれは何回も言ってます。それはやっぱりね、これまでのことをちゃんと反省、もうあと2年たったら県が全部やるということになって、町の責任は相当後退しますから、あんまりそのことを言わないようになるとは思いますけど、どっちにしてもちょっとね、もうちょっとしっかりしてください。

国保については、別に課長だけが悪いわけじゃないですよ、町長も含めて、しっかりね、何ぼ減ってるとはいえ、まだ国保の加入者が4,000人以上いるんですよ。高い金払ってるわけですから、無理して。平群町は収納率高いですからね。そこんどこ、しっかり考えていただきたいという。値下げはありがたいですけども、その辺もしっかり考えた上でやっていただきたいということは強くお願いしておきます。

それともう1点。私が言ったんやけど、国保の運協で、4,000円、もっと引き下げるべきではないかという意見が出ました。それについては、要するに運協での議論と、それを持って帰って、町長が議会に、実際に町として判断してこうしたいと。それは別に4,000円出してたって、以前も岩崎町長のとときに、運営協議会に出した提案よりも引下げを多くしたこともありました。だから、それから言えば、もう1回当局のほうで考えていただきたい。それを

もって議会のほうに正式な議案として、条例改正案として出していただきたいということをお願いしました。そのことについては検討していただいたんでしょいか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

町といたしましては、今回提案させていただいているものが町の考え方、言ったのが町の考え方ということです。ただ、先ほどもちょっとちらっと言いましたけれども、単一化につきましては、非常に不確定な部分が多いです。国民健康保険税の料率がこれでいいのかということはありませんけれども、それはまた、この秋以降に、より正確な料率が出てきたときに、また対応させていただくというような考え方でということで、運協ではたしかそういう説明であったかなとは思いますが、そのとおりの考え方でおります。

○議 長

山口議員。

○7 番

いや、違うやん、僕は町長が検討したのかと聞いてんねん。提出するのは町長や。最終判断は町長や。だから、忙しいんでしょうけども、ああいう引下げとか値上げとか、そういうときにはね、運営協議会の会議をやっぴりね、議論もしっかり聞いていただきたいんですよ。もちろん、後から担当部長や課長から聞いておられると思いますけれども。でも、すぐ公務があるって言って、もちろん公務はあるんでしょうけど、そういう大事な会議はね、ちょっとやっぴりきちっと最後まで聞く。特に、住民の方も参加してやってるわけですから、そこはね、通常の報告だけじゃないわけですから、通常の決算、予算の報告だけならまだ事務局だけでもいいですけども、政治的な判断も入るといってこではね、やっぴり僕は基本的には町長も、その中でやっぴり意見を聞いて、町長の思いも伝えるべきやというふうに思いますんでね、その点どうですかね。

○議 長

山口議員。

○7 番

どっちにしても、検討しなかったんやね。ということでいいんですか。それはあかんでしょう。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、山口議員の質問に答えさせていただきます。

今回、全ての納税者に対して影響のある均等割の減額という形で行わさせていただきます。そして、今年度は1,600万の減額と、あと予算上でありますけれども、1,500万の赤字があるということで、今年度だけで3,100万という形で、もしこのまま同じ状態であれば、5年度も3,000万ということで、6,000万の基金の取崩しというような形になるということで、決算を打ってみればその額も変わるか分からないですけれども、そういう形で、今回4,000円の減額とさせていただきます。

そして、主な要因としては、今後、コロナウイルスの感染症によります経済に与える影響、所得の減少による国保税収の減、また1人当たりの医療費、伸びております。令和3年度の3月補正でも給付費の増額補正をさせていただきました。今後ますます1人当たりの医療費については高くなるのかなというふうに思っております。

それと今、山口議員から、赤字にならないのではないかというふうなことなんですけれども、これ、県の運営方針の中に貸付けというのがあるんですけれども、保険税の収納額の低下により財源不足になった場合は貸付けを受けようとする市町村の申請額に基づき、市町村が適正な賦課を行うことを前提に、県が算定する保険料収納不足額について、本基金を取り崩して当該市町村に無利子で貸付けを行うということになっておりますので、もし赤字になれば、当然、収納額の低下ということで、今、県のほうは、町村については99%の徴収率というような形でされております。それについて、収納額が足らなかった場合は、県から無利子で貸付けを受けてこれを返していくというふうになります。これにつきましては、財源として基金を使っていきたいと思っております。

そして、国保の納付金につきましては、市町村の所得基準や被保数に応じて納付金額が算定されます。これについては、後期高齢とまた違う制度になるのかなというふうに思っております。確かに、後期高齢につきましては、課税額に対して、県のほうで、その収納額に対して納付していくんですけれども、あくまでも国保は納付金という考え方で県のほうから請求が来ることになっております。

いずれにいたしましても、国保の安定的な運営を行うために、今回はこのような額で提案をさせていただきました。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

言ってることは分らんことないけどね、それはね、統一料率して一定動くまでの話ですわ、赤字になった場合とか。収納率99%、そんなことしたら、絶対にほとんどの市町村が、100%いってるのは、今、下北山村と、あと吉野の小さい1,000人以下の人口のところぐらいですよ。そんなことして、奈良市でそんなもん集められるわけがないじゃないですか。そしたら全部料率変わってきますよ。自治体によって全部料率変わってきますよ。その分、基金ある間は払えますけど、いつまでも続かないじゃないですか。県が99%と言うてんねやったら、集めた料率だけで賄えるはずがない。ほとんどの自治体が幾らかの赤字出ます。それを毎年毎年借りて、基金ある間それで補充してって、そんな基金、いつまでもあるはずがないじゃないですか。もちろん、5年やそこらはもつかも分らんけども、そんなことになるはずがないでしょう。そんな行政ないでしょう。県議会で議論になったら、そんなこと絶対なりませんって。それを信じてるんだったらおかしい。行政マンとして、あまりにもおかしいということは指摘しておきます。それ以上違うと言ったって仕方がないことですから、県がそう言ってるというんだからいいですけども、最後にもう1点だけ聞きます。

さっき、介護保険のところで、コロナの影響で保険料減額というのがありましたよね。国保も当然この制度ありますよね。国保は今度、これの延長はしないんですか。ちょっとさっき介護のところを見てて思ったんですけど、それは今回出てませんが、国保はどうなってますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません。減免期間の延長です。介護については条例で規定しておりますが、国民健康保険税については要綱のほうで規定されておりますので、要綱改正ということで、今回報告させていただいております。

○議長

山口議員。

○7番

要綱で出てるんやね、分かりました。

これ、ちょっと実績分かってんねやったら教えてくれる。

○議長

山口議員。

○7番

もう後で出してください。いいです。

○議長

ほか、質疑ございませんか。森田議員。

○8番

4,000円の減免、ありがとうございます。ただですね、私も町を回ってね、保険料が高いという声が非常に高かったので、住民は喜ばれると思うんですけども、実際のところですね、減免対象者もいらっしゃるわけですね。1,660万で4,150人でということなんですけど、減免を入れるとその額が減るんじゃないかなと思いますしですね、私がざっと試算するとですね、最低でも剰余金が5年度末で1億5,000万ぐらいなるんじゃないかなと思うんですね。先ほど山口議員からも、引下げをもっとできるんじゃないかというお話があったんですけども、町長の御性格から言うとはですね、そういうことも不測の事態に備えるということとはよく分かるんですけども、剰余金の取扱いについてどうするんだと。保健事業という話だったと思うんですけども、人間ドックを中心とした保健事業になるわけなんですけどもね、それも金額知れてると思うんですよ。300万ぐらい、300万から400万ぐらい、もっとあるんですかね。金額は知れてると私は思うんですよ。

逆に言えばですね、市町村の裁量権というお話があったんですけどね、人間ドックなんて、逆に言えば、保険料とリンクしてる分があるわけなんです、これ、保険料と。それをすることによって病気になる方が少なくなるということも考えられるわけですから、場合によってはですね、これ、県のほうの保険料に加えていただくという方法も一つの方法じゃないかなと思うんですよ。そうすることによってですね、不測の事態ということにも備えられるんじゃないかなと思うんですけども、剰余金の取扱いについてですね、今年中にある程度の方針は出るのでしょうか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

剰余金の取扱いについての御質問です。

まず、剰余金については、国民健康保険事業でしか使えないということがまずございます。ただ、どういった使い方をするというのは、年度内にとこの御指摘であったかと思いますが、ただ、単一化されるに当たり、県全体、統一的な事業としてどこまで実施するのかということのも不明瞭な点がございます。したがって、平群町にとって、独自性のある事業ということのはどこまでかということについては、まだ現時点では決め切れないということもございまして、それはある一定、ある程度、こういった形での方向性というのは、県

全体としての方向性というのが定まれば定められるかと考えますが、年度内というのはちょっと非常に難しいのかなとは考えます。

○議長

森田議員。

○8番

今の話ですけどね、5年度の保険料率にも関係してくるわけですね、当然。そういうことについてですね、きっちりですね、今申し上げたように、保健事業の在り方そのものをですね、逆に言えば、要するに人間ドックを受けてる方と受けてない方の料率の扱いというのは当然変わってくるわけですね。そういうことの、逆に言えば、個人給付的な見直しも含めてですね、保険料を決めるべきじゃないかなというふうに私は思いますので、これは意見として申し上げておきます。

○議長

ほか、質疑ございませんか。馬本議員。

○12番

最後、ちょっと確認。

今、森田議員のほうから、軽減の関係の方のお話された。均等割4,000円、約4,000人やったら1,600万。例えば、7割軽減、5割軽減、2割軽減とあるね。その中で、その被保険者に対してね、現在、5割軽減の人やったら、今度、4,000円のやつは2,000円の軽減になるという認識でええのかいな。それだけまず確認します。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

軽減者に対する軽減の額ということです。

軽減率に応じた、今、議員お述べのと通りの考え方です。

○議長

馬本議員。

○12番

ということは、先ほど説明した話と違うわけや。1,600万違うねん。森田議員が言わはった千百何万かな、計算したら。そういう計算になんねやろう。ということは、令和4年度の予算上で見たら、基金が約1,800万ぐらい出してると。1,850万かな。予備費が320万か。そやから、実質1,500万ぐらいの単年度の赤が出るというふうな予算の見込み。そこへね、今1,600万、三千何ぼや言うたやろう。違うんちゃうか、その計算。先ほど言わ

はったように、1, 500万と1, 100万足したら2, 600万。約やで。そういう見方でええのかいな。それ、3, 300万が先に変わったこと言うたらからな、再度確認しておくわ、それ。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

今、馬本議員のほうは、軽減後の額ということでございます。ざっとですけれども、軽減の方の分を差し引きますと1, 150万程度ということになりますんで、そういった1, 600万円から1, 200万円程度の額というふうになります。

○議長

馬本議員。

○12番

さっきから三千何百万ていう話してたからな、違うねや。4, 000円、均等割で公平にした場合、軽減者を差し引くと2, 600万そこそこに1年間なりますよと。それは、赤字も混ぜて2, 600万の、令和4年度の会計はそのぐらいなるでしょうという見通しは、その見通しはそれでいいということで、今部長が答弁してくれてんな。そういうことやな。ということは、僕は何が言いたいかといったら、基金、2億千何ぼある。これ、例えば2年、このまま続けた場合、2年ですよ。このままいったら約5, 000万そこそこ、要するに減額になるわけや、基金からな。という見通しでいいのかな。その点どうですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

剰余金の残高ということでございます。おおむね馬本議員お述べのとおりのもので残るということで考えております。

○議長

馬本議員。

○12番

分かりました。それはそれとして、もう1点。

今、町独自の保健事業、いろいろ意見出てるけども、この人間ドックについては、恐らく各自治体の施策になるんじゃないかなというふうに、私はそういう見通しをしております。そこで今、1泊で人間ドック行くのと日帰り、2万、3万。まして脳ドックへ行った場合は、要するに、複数ドックはでき得な

いというふうな、たしか規約になってんね。そこでね、将来、僕は住民の疾病の予防、そのためにも、一日も早く治療していただいて、疾病にならないように、病気にならないように、予防するために、例えば1泊は3万にし、例えばですよ、日帰りは2万にする。2万、3万を1万ずつ上げるとか、例えば、脳ドックと人間ドックは複合でできますよというふうな一つの政策も、僕は考えるべきじゃないかなというふうに思います。

そして、実施上ね、僕が思うのは、この頃やっぱりね、脳梗塞とかそういう病気が非常に多い。高血圧によるとかいろんな関係で、やっぱり高齢者になれば特に血圧が高くなる。一般的にそういう方おいでになるためにもね、やっぱり国保加入者についてはね、いやいや一つしか使われへんねん、複数で使えたらなど。いやいや、1泊2日で行きたいねん。けれども、料金違う、金額が下げられてるといふこともいろいろ聞くわけや。加入者の方が、要するに使いやすい、自分で自分の身を守る政策をですな、行政はして当たり前と僕は思うよ。まして、高齢者の方、年金生活の方も非常に多いです。そういうことも鑑みてるならばね、僕はやっぱり行政はそこら辺に着眼しながら、この基金、剰余金も置いて、そういう点にやっぱり還元していくということが僕は大事に思うんやけどな。そこら辺が検討材料と僕は思うねけど、その点どうですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

基金の活用の話で、基金といいますか、剰余金の話であったかと思います。

当然、町民の健康というものについては、国民健康保険の加入者も含めて考えていかなければならないということです。おっしゃったように、そういった健康の増進ということについて活用していくというのは当然の話であると考えております。

○議長

馬本議員。

○12番

ひとつ今後検討していただきたい。

今は大体年間五、六百万ぐらいと思うんだけど、その人間ドックの費用として国保から支出してるのはね。やっぱり倍以上あっても、最低僕はいいと思うよ。1,000万、1,500万、僕は、国保加入者は特に高齢者の人が多いからな、そこら辺も要するに、お年寄りのお体をやっぱり大事にしたってほしいなというふうに思いますので、今後検討してください。よろしく願いしたい。

○議 長

山口議員。

○7 番

部長も課長もいかげんにしなさいよ。今度引き下げる1,600万、全員に4,000円掛けてます。これでええんですよ。あのね、7割、5割、2割軽減、これは全部、国、県、町から補填されるんです。国保会計上は一切関係ないんです、数字的には。そんなことも分からんとやってんの。国保会計上は関係ないんですよ。乾課長、そんなことも知らんとあなた何年も担当主幹と課長やってるんですか。この間、どれだけそのことを議論してきましたか、いろいろと。会計の見通し、黒字、赤字、凸凹いっぱいあった中で、だからあなたたち、1,600万の引下げになる、引下げになるんですよ。ただ、減免を受けてる個人から見れば、馬本議員が言うように、4,000円が2,000円になったり、7割減免やったらもっと少なくなったりするだけのことで、会計上は全く関係ない。さっき言ったような関係があるんですか。それで間違いないなら間違いないと言ってくださいよ。何を言ってるんですか、ばかばかしい。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

会計上の話ということであれば、会計上は関係ないと。ただ、数字上の話として、そういった数字になるというところで述べさせてもらったところです。

○議 長

山口議員。

○7 番

それでええんです。だから、赤字が何ぼになるかとか、基金がどれだけ計算上減るかというのはね、1,600万、今度減額する。でも、減免の人の分は引かなあかんやないかいって1,200万とか1,500万にしたら、会計上合わないんです、そんなことしたら。そういうことでしょう。そこをちゃんと説明しないと、ごちゃごちゃになるじゃないですか、話が。乾課長、分かっているか。ちゃんと質問の意味を聞いて整理してもらわないと、だから毎回下げ過ぎて、ばーっとあほみたいに上げて黒字にして、今度は高い高い金をみんな払わされて、住民にしわ寄せ寄ってるんですよ。しっかりしてくださいよ。そのとこ、ちゃんと整理してってください。

だから、赤字の減る分、さっき私言ったように、あなた最初5,400万の昨年度の黒字を引き下げるんだと言った。でも、1,600万しか、2年で3,300万しか引下げない。ほんで、今年度は1,500万の赤字がある。それ

合わしたら、来年もだから、上げなかったら同じだけ出るわけやから、3, 300万の2年間の引下げ、2年間の赤字1, 500万、それでいくという話をしたよね。だから、4, 800万なんですよ、実際はね。もうその話はええわ。だから、そこんところ、減免は基本的に全部会計上は関係ないんだと。ただ、科目的に補填されるから、そこは関係せずに、要するに収入が減るのはそんだけ減るんですよ、補填も減るわけやから。それを言ってるわけ。それでええね。さっきの話聞いてたら、何か全然違うようなこと言うからやね。

○議 長

それでは、審議の途中であります、午前11時まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時48分)

再 開 (午前11時00分)

○議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません、貴重なお時間頂いて申し訳ございません。

軽減の取扱いです。減税が4, 000円あり、7割、5割、2割軽減ありますが、税込としては軽減後の税込という形です。ただ、会計上の話としては、税額については、減税後、軽減後の税額、4, 000円で7割軽減でしたら2, 800円が軽減されると。こちらにつきましては、会計上の話としては、他の収入をもって補填されてくるということになるということでございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

だから、例えば、今年度、会計上、今1, 500万円、今度引下げが1, 600万ですから、合わせて3, 100万。この分が、今年度、実質単年度収支で言うと、予算上はそういう赤字になると。2億1, 000万の剰余金が、昨年度、5, 400万の黒字だとすればですね、5, 400万か600万か、そうだとすれば、あと今年度終わって、予算上として残るのは1億8, 000万ちょっとということになるんですよ。だから、それも含めて、私はもうちょ

っと引き下げたほうがいいのかという議論をさっきしてたわけです。そのことは今ので理解できたと思いますので、それはそれでいいんですけども、そこでね、一言言っておきますが、ええわ、討論で言います。

○議長

ほか、質疑。馬本議員。

○12番

あのね、これは町独自の政策やろう。これね、しっかりそこ言わなあかんねんで。政策として、均等割の方は軽減分についてもその対応しますと。それは、賦課したときの軽減と一緒に、下げるときも同じような対応をしますというふうな政策を取ったのと違うんかと聞いてんねん。意味分かる。要するに、今の話聞くと、賦課するときには100%の人もおれば、7割軽減、5割軽減、2割軽減、みんないてはるわけや。今度は軽減するとき、軽減するときはその対応しませんよと。よう聞いてや。全部4,000円対応してんかということになんねや、今の話やったら。そういう話でやってはったんかと、政策上。そこが山口君と僕との違いや。僕は違うねん。かけるときもそういう軽減あるなら、引くときも軽減すべきやというのが僕の考え方やけど、自分とこの答え、おかしいやん。どっちか、それ政策上、はっきりしてもらわな困るの違う。言うてること分かるやろう。かけるときも軽減しました、引くときは、軽減された方にはその率でいきますというんか、いやいや、かけるときは軽減対応、7、5、2でやりますと。しかし、今度減額するときには全部4,000円に該当する政策を取りました、どっちやねんと思いますね。それを聞いてんねん。政策的なもんやで、これ。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

町の考え方ですけども、国保加入者全員の方に4,000円というのはまず減税しましょうということで、今回実施したいというところがございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません、ちょっと申し訳ないです。

1人当たり4,000円の減税をまず行いましょうというところですが、全員に対して。ただ、国保加入者の中には5割軽減、7割軽減、2割軽減の方がおられます。ただ、この方々については軽減されますので、減税額としては軽減後の額という、4,000円の方でしたら2,800円引いて1,200円が

実際に個人の方の減税額になるということでございます。

○議長

馬本議員。

○12番

そしたらな、僕言うてる答え合うてんのかいな。1, 100万で合うてんかいな。僕も積算してんで、これ。人数は7割軽減がどのぐらいいてはるのかな、5割軽減どのぐらいいてはるのかなと、僕調べてこれ言うてんねんで。いいかげんなこと言うてへんで。僕は賦課するときも軽減される、減額するときも軽減されるという認識を持ってしたわけや。ということは、5割軽減の人やったら2, 000円、極端に言うたらな、分かりやすく言うたら。そういう計算でしたら1, 100万になると違うかと、1, 600万にならへんでというのが僕の考え方やねん。けども、実質、自分とこの取ってるこの政策はな、国保運営協議会でいろいろ議論されたと思うけど、そのときには、いやいや、この軽減措置対応の方についての対応はどないするんやという質問はなかったのかどうか、それは知らないよ。あったってなかったって、その説明してる1, 600万と山口君、言うてんやから、1, 600万で説明されたというふうにおれは想定するねん、僕はそのメンバーと違うから分からへんねんけど。

改めて今日聞いているのはそれや。それやったら、軽減対応は、賦課するときと、今度は軽減するときと同じ割合でやったんかと。ということは、1, 100万ぐらいになると違うかというふうに、それで質問したわけや。森田議員もそれで質問してはるわけや。僕は改めて確認しただけやで。自分とこは、今部長はどう言うた。そういう対応してますって、4, 000円の5割軽減の方については2, 000円の減額対応しますということをおっしゃったやろう。ということになればね、この1, 600万は違うということになると違うかと言うてんねん。いやいや、違うよと、もう全部4, 000円します。政策上の問題ですと思っはるのかどっちやねんと聞いてんねん。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません。非常に分かってもらにくい説明をしております。

まずは、1人当たり4, 000円の減額を実施する。ただ、国保加入者の中には、軽減のかかっておられる方もおられますので、4, 000円が軽減率に乘じた形での軽減、引下げ額という減額の取扱いということになるというところでございます。したがって、実際の軽減額、加入者の方が減額として全員を軽減額も含めると、1, 200万円程度の減額という考え方になるという

ところでは。

○議長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、質疑を終結します。

これより討論に入ります。山口議員。

○7番

引下げ案件ということで、反対ではもちろんないんですが、議論の中でも言いましたように、今の平群町の、この間の国保税の引上げ、引下げ、非常に見通しをしっかりとっていないと。もうあと、県単位化の、基本的に統一料率に2年後にはなるわけですから、あと今年度と来年度ということになりますけどもね、住民の方々は本当に、この1.6倍値上げから見ればですね、一昨年の引下げはありましたけれども、相当高い国保税を、他市町村に比べれば、言葉は悪いですけど払わされているということになります。

そういう中で、今回の引下げは非常にありがたいことですが、私はもう少し精査して、2億1,000万あるわけですから、もうちょっと精査して、もうちょっと引下げを引き上げるべきであったんじゃないかというふうに強く思っています。そして、このことについては、この間、3月議会でも申し上げたと思いますし、この間ずっと言っておりますけれども、ただ、しつこいようではありますが、引下げを決断されたということについてはね、そこについては非常に感謝してらんです。そのことは強く申し上げた上でね、しっかりしていただきたい。国保会計、国保財政のやり方については、本当に見通しも持ってね、県にもしっかりいろんなことを聞きですね、またよその状況もしっかり見ながら、町行政として責任持てる運営をしっかりとっていただきたい。ここまですぐ言いたくないですけども、今日の議論聞いてても、あまりにもひど過ぎます。分からんとつくってんのかというふうな疑問まで私は持ちました。せっかく一生懸命やっていただいても、そういうことでは信頼されませんのでね、ぜひきちっとやっていただくことを強くお願いもして、この議案については賛成します。

○議長

討論、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第31号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第9 議案第32号 令和4年度平群町一般会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。

○総務部長

議案第32号 提案理由説明

○議長

ありがとうございます。

事業部長。

○事業部長

質疑の前に失礼いたします。

ちょっと資料の訂正をお願いしたいと思います。説明資料の2ページのほうでございます。

大きく2番の暮らしを守る生活支援の中で、②番、「水道料金の無償化」でございます。これにつきましては、「水道料金の基本料金の無償化」ということで訂正のほうをお願いいたします。先の全員協議会でも同様の指摘を頂いておりまして、修正できておりませんでした。申し訳ございません。

以上でございます。

○議長

御苦労さまです。

これより本案に対する質疑に入ります。植田議員。

○6番

幾つかお聞きします。

一つ目、4回目のワクチン接種の関係でちょっとお聞きしたいんですけども、この出してくれた接種状況の裏面のところの4回目のワクチン接種で、60歳以上の方は多分全てに接種券なり何なりの配付をされると思うんですが、その二つ目に、「18歳以上で基礎疾患のある方及び新型コロナウイルスに感染した場合重症化リスクが高いと医師が認める方」という書き方をされてるんですが、これは、かかりつけ医からそういうふうな、一定重症化率が高いので、受けてもらったほうがいいというそういう証明みたいなものを持っていったの申込みになるのか、そこら辺どうなるのか。1回目のときにもそうだったんですが、基礎疾患があるというふうに書いて出せば、一定65歳以上の方のすぐ次の対象者という形で、多分集団接種なんかでも案内が来てたというふうに私は理解してるんですけども、ここら辺、どのように4回目の場合は、医師からの何かそういうものが必要になるのかどうか、そこら辺、どのように考えておられるのか聞きたいのが一つです。

それともう一つは、コロナの補助金の中で、こども園のおむつの回収をなくしていくということでしたので、全協の前後で、一定、試行期間的に、それぞれの園に1台ずつですが、そういうふうな真空パックにする機械を導入、試験的に入っていると思うんですけども、この間、それをやられて何か現場からの声があるのか。あるいは、どういう形でそれを使ってはるのか、そこら辺、担当課のほうで把握されてるのであれば、そこら辺の少し説明をお願いしたいなというふうに思います。

以上2点、よろしくお願ひします。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

4回目の接種についての、基礎疾患のある方についての対応でございますが、60歳以上の方については、接種券、そのまま皆さんに送付させていただきます。基礎疾患のある方についてはですね、現実問題として、お医者さんのほうで証明もらっていたりということは、運営上ちょっと支障を来す部分が出てくるかと思っておりますので、今のところは、一応、本人の自己申告という形で、申出いただいた方に対して接種券のほうを配付するという形になろうかと考えております。

以上です。

○議 長

教育部長。

○教育部長

紙おむつの試行ということでした。何か現場のほうの声があるのかということなんですけども、特に困ったとかそういう声はないんですけども、やり方としましてはですね、今は1人ずつ、おむつを個人個人のバケツ、そこへ入れてというふうなやり方をしてるんですけども、今回、一旦まとめる箱というんですか、そこを購入しまして、一旦そこへ入れます。まとめて機械でパックして、それをまた外の収納箱へ持っていくケースに入れてながら押し持って行くという作業になるんですけども、特に不都合だと、そういう声を聞いているという状況でもないということでございます。

以上です。

○議長

植田議員。

○6番

最初のワクチンに関しては、自己申告でやるということなんですけども、当然だから、この接種の前に結局自己申告を受け付けて、それに基づいて、接種券発行という形になると思うんですが、じゃあそれはいつ頃から始めるのか。自己申告で、それだけで対応するんやったらそれはそれでいいんですが、わざわざ医師が認める方と書いてるから、医師の何か証明が要るのかなというふうに思って私は質問させてもらった。じゃあいつ頃からそういう自己申告で、基礎疾患のある方というのを受け付けていく方向で考えてはるのか、その点だけ一つお願いしたいというふうに思います。それはきちっと住民全体に、この対象となる方にきちっと告知できるような体制を取っていただきたいというのが一つね。

それと、おむつの回収のほうですけども、どっかのクラスを対象に使ってみてどうこうという形には今してないという、そういう理解でいいのかな。本来、それを使っていこうと思ったら、どっかの対象のクラスをしてやってるのかなと思って、そこでいろいろ問題が出てきたりとか改善するところが必要であれば改善をしていくのかなというふうに思ってたんですけども、じゃあ実際に今、持ち帰りがなくなってるということでもないの。1台で全部の対応はできへんとは思うねんけど、そこら辺、ちょっとどうなってんのかなというのを聞きたかったんです。特に問題があるというふうに聞いてないということは理解しました。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

基礎疾患の方に対しての周知のことについてでございます。

接種が7月の中旬頃から開始する予定をしております。ですから、それまでにですね、できましたら6月の初旬ぐらいには、どなたが対象というのは、こちらでは把握はちょっとできませんので、広報、ホームページ等を使って皆さんに周知してまいりたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

おむつの回収の件です。

まずは、どんな機械が使えるのかということの現場の検証ということで、もともとゼロ、1、2がターゲットになろうかなということで、実際の運用につきましては、現場のほうでまずお試しで使っていただくという形で、まずは検証していただいております。まだ実際におむつを持ち帰るということではなくて、パックがどんな形で出てくるのかとか、実際に出てきたパックをどういう形で流していくのか、そういった動線とかの確認をするために、4月の末に業者のほうから機械をお借りして、運用を試したというところでございます。

○議 長

井戸議員。

○4 番

私もちょっとおむつの件なんですけども、おむつ、これも運用の段階でのお願いといたしますか、まず聞きましょうか。

実際、今までは持って帰ってて、大体の数とかおむつ交換の回数とか、そういうのが大体保護者は把握できてたと思うんですけど、全部園でとなってくると、置いてある紙おむつの減り方ぐらいでしか判断できないと思うんですけど、実際、園から保護者に、おむつ、これぐらい交換しましたよというようなお知らせはされるような感じなんですかね、ちょっと今、現状もよく分からないので。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

おむつ、今現在は持ち帰りという形でやらせていただいているんですけども、保護者の方がお迎えに来ていただいたときに、トイレに特定のごみ袋があるんですけども、そちらのほうにまずあるものを確認して持ち帰っていただくと。あと、ロッカーのほうに、いわゆるストックしているおむつが足らなくなっていたら補充をしていただいておりますということなんです。今度、この流れのほうの導

入に当たりまして、保護者の方々にも実施時期が決まり次第、お知らせをしてまいりたいというふうに思っています。

○議 長

井戸議員。

○4 番

本当にこの件も、何でかと言いますとですね、結構保育園、こども園に関してはですね、保護者の間でもそうなんですけど、いかに手厚く、ゼロ、1、2歳はしゃべらないので、手厚くやってくれてるのかなという一つの判断基準で、おむつの交換回数ですよね。もちろん、本人がトイレしてるかしてないかも関係するんですけど、やっぱり1日2回しか換えてないというのと、1日4回、5回換えてくれる、もちろんコストはかかるんですけど、その保護者というのはね。でも、きっちり見てくれるなという意識もあるんです。ですから、そういう意味でですね、今、課長答弁いただきましたけども、おむつの交換回数についてもですね、ちょっともうひとつ、運用の段階でもそうですし、ちょっと保育士さんの中でもですね、そういう保護者の見え方もあるんだよということぜひ周知しておいていただきたいなと思います。これは意見ですけれども、よろしく願いいたします。

○議 長

森田議員。

○8 番

3ページと4ページ目のことなんですけども、ここの国庫支出金の補正額は1億1,700万となっているんですけども、4ページ目の国庫支出金が4,000万となっているんですね。この差額は、当然令和4年度の新型コロナウイルス感染症の臨時交付金の残りの7,600万を一般会計に入れておられるんじゃないかなと思うんで、こういう処理は、一般的に財布に1回国からお金が入ってきたら、一般会計の財布のほうに入れるんでしょうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

コロナの臨時交付金につきましては、一般財源として今回取り扱っています。コロナの交付金につきましては、通常の事業支弁の補助金のように特定の事業のみに充当されるものではなく、あくまで人口とか事業者数とか感染者数ですね、そういった部分で算定されて交付されているものということで、一般財源扱いとして、このコロナ臨時交付金は令和2年、令和3年度とやってまいりま

したが、全て一般財源として扱っているということでございます。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

ということは、コロナに関しては、1回入ってきたお金は一般会計に入れるということで理解していいということですね。

それとですね、資料の4番目にですね、このワクチンの接種の実績を書かれてるんですけどね、これ見ていただいたら分かると思うんですけど、30から49歳、18歳から29歳が非常に接種率が低い。これは国も問題視してるんですけども、何か町として接種率を上げるような、感染症対策としてですね、上げるような方策をお考えになっておられるんでしょうか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ワクチンの接種率の向上に伴う町の施策ということでございます。

あくまでも、この接種につきましては、完全な義務ということではなくて、義務規定が適用されるというところなんです。最終的には御自身の判断をもって接種されるというところなんです。したがって、特に接種されないから云々というようなのではなくて、こういう接種の機会がありますよというのは、当然町としては周知なりお知らせはさせていただきますけれども、改めて、打ってないから打ちなさいよといったような形のものは、今のところは考えておりません。

○議長

山口議員。

○7番

入ってくる金は全部一般財源として上げるのかというような言い方、答弁訳分からなかったけど、今度のコロナの問題で言うたら、昨年12月に政府の補正で、平群町は1億900万なにがしが限度額として交付されると。当初予算で使った金が3,000万ほどあったんかな。残りの分が今回上げられてるわけでしょう。だから、別に国がすぐくれるんじゃないくて、それには、国が決めた事業をやるから、やる事業を歳出のほうで上げた場合に歳入に上がるわけでしょう。それも、これは予算ですから、当然使った分しかもらえませんが、余りが出たらその分は入ってこない、必要経費だけ要ると、そういうふうにご答えてもらわないと誤解を生むでしょうということをおっしゃいます。

それから、精査してもらって、説明資料も、言ったらすぐ作っていただいて、それはお礼申し上げます。この1から全部最後まである、ここに、前と一緒にやつに金額だけ精査して書いてもらってるんですけど、全協のときも聞きましたけど、基本的にじゃあ、今日これを議決すればいつでも執行できるわけですから、町として、いつからいつまで、いつから実施するのか、項目によって全部いろいろあると思いますが、水道だったら3か月、いつからいつまでなのか、前も聞きましたけど、それを全部答えてもらえますか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

それでは、事業部関連の施策の実施時期についてお答え申し上げます。

1番の中小企業者等の事業継続支援金についてですけれども、これについては、補正予算を可決いただいた後、速やかにチラシ等を配布して周知してまいりたいというふうに思っております。

3番目の指定管理者の業務継続支援、これもですね、本日の予算可決後に速やかに指定管理者のほうに連絡を取りまして、できる限り早く支援していきたいと思っております。

水道料金の基本料金の無償化の件でございます。これについては、先般の全員協議会でも申し上げましたとおり、5月から7月の使用分、請求月としては、7月から9月の請求分について、基本料金の減免をしていきたいと考えております。

事業部関係については以上でございます。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

では、私のほうからは、2番目の公共交通機関への事業継続支援についてでございます。

それぞれ公共交通事業者がおりますので、可決いただきましたら、早急にこの事業者との協議を進めさせていただいて、どのような感染症対策をしていただけるか、また町民にとってどのような還元があるかということについては、詳細について協議を進めてまいりたいと思っております。速やかにこの費用が執行できるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

あともう1点、3番目、新しい生活様式への環境整備の中の最後の3点目、「3密」対策実施による公共施設の運営で、窓口等感染対策物品の購入を上げさせていただいております。これにつきましては、可決後速やかに対応させて

いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

政策推進課につきましては、3番目の「3密」対策実施による公共施設の運営ということで、1番のウェブ会議とか庁内会議用の情報端末整備ということで、こちらにつきましては、可決いただきましたら、製品等を精査しながらですね、入札行為等に取りかかっていたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

失礼します。教育委員会関連のほうについてお答えいたします。

1ページ目の指定管理者の業務支援ということですが、こちらにつきましても、指定管理者のほうに連絡を取りまして、速やかな執行のほうにつなげていきたいというふうに思っております。

おめくりいただきまして、2ページ目1番、2の1ですが、小中学校の給食費の無償化ということです。全協でも述べさせていただきましたが、6月、7月、9月分の給食費の月額分を無償化ということで考えております。これにつきましては、口座の引き落としということになります。保護者への通知並びに学校のほうへの連絡を速やかに行っていきたいというふうに思っております。

続きまして、3の①、こども園における使用済みおむつの回収ということです。これにつきましても、予算を可決いただきましたら、機器や必要な備品等の購入に着手して、納入され次第、現場の運用状況も踏まえて、早期に着手できるように進めてまいりたいと思います。

最後に、3の②、小中学校の修学旅行のキャンセル支援ということですが、まず修学旅行の実施の時期につきましては、小中学校共10月、11月ということになっております。また、保険の加入の時期、万が一のキャンセルが出たときのキャンセルについては、その時期にならないと結果が分からないということもありますので、まずは予算として確保して、学校と調整を取りながら執行に努めたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

山口議員。

○ 7 番

あと、別に、今度の場合は、ワクチンと、それとコロナ関連の事業ということで、全額というか、一部基金の取崩しもありますけども、ちょっとね、この間財政が大変だというのはずっと言われてますが、基本的に、昨年3月の末に特別交付税も決まったと思うんですね。それ、まだ聞いてなかったの、その交付税が幾らになったのかということと、5月31日の出納閉鎖まで当然収支は出ませんけども、今の段階である程度説明できるのであれば、昨年度の一般会計の財政状況について説明していただけますか。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

それでは、特別交付税の額につきましては、3億1,849万8,000円です。予算上は3億1,000万見てましたので、849万8,000円が多く入ったということでございます。

そしてまた、令和3年度の決算見込みということでございますが、今現在、出納整理期間中ということもありまして、またその歳入面とかでは県の補助金とかそういった不用額など、未確定的な要素がまだ多い中なんですけれども、確定した額ではございませんが、一定の今の条件、調定の状況とか負担行為の状況とかを踏まえた形でいけば、緊急財政健全化計画では令和3年度の実質収支は2億8,000万という形になっておるんですけれども、大体、今現在の中で見ますと、決算見込額については、大体それに近い数値になるのではないかと考えておりまして、実質収支は2億前後の黒字というような形では、今現在見込んでおります。

以上でございます。

○ 議 長

山口議員。

○ 7 番

実質収支はいいですけど、単年度は、実質単年度収支については、昨年度については借金の返済とかしてて、ちょっと数字がはっきり出ないんだけど、結果として、1年間で幾らじゃあ黒字になったのか。基金と繰越金のけて、本来の実質単年度収支で言う金額でいうと、今、実質収支は2億8,000万やから、このうち幾らが昨年度だけの黒字になるんですか。その点どうですか。

○ 議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

実際の令和3年度の収支といいますと、単年度収支というものが出て、それを見てやっていくのかなというふうに考えておりますけれども、昨年度、令和2年度の実質収支が2億弱やったので、そういった中で、今年度、2億前後という実質収支を見ると、大体単年度収支は5,000万から6,000万ぐらいではないかという形では見込んでおります。

以上でございます。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第32号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きますして

日程第10 議案第33号 令和4年度平群町学校給食費特別会計補正予算
(第1号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。

○教育部長

議案第33号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第33号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

追加日程第1 駅周辺整備事業特別委員会の廃止についてを議題といたしま
す。

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより追加日程第1について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。それでは、12時まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時52分)

再 開 (午後 0時00分)

○議長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

住民福祉部長から発言を求められておりますので、許可いたします。住民福祉部長。

○住民福祉部長

貴重なお時間を頂き、ありがとうございます。

先ほど、山口議員より、国民健康保険税のコロナ減免の実績についての御質問がありましたので、その件数をお答えさせていただきたいと思っております。

令和3年度なんですけれども、件数といたしましては10件、減免額が18万4,200円です。過去において、令和2年度分ですけれども、件数が22件、額といたしましては57万7,608円。初年度であります令和元年度ですけれども、1件で8万6,129円となっております。

以上です。ありがとうございました。

○議長

ありがとうございます。

私は議長の辞職願を副議長に提出をいたしました。

お諮りします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題と

することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。それでは、この際、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2 議長辞職の件を議題とし、副議長と交代をいたします。

議長退席、副議長着席

○副議長

それでは、審議を続行いたします。

本件につきましては、窪議員の一身上に関する件でございますので、地方自治法第117条の規定により窪議員の退席を求めます。

窪 和子議員退場

○副議長

職員に辞職願を朗読させます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

辞職願

令和4年5月9日

平群町議会副議長 長 良 俊 一 殿

平群町議会議長 窪 和 子

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長

お諮りします。

窪和子議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長

異議なしと認めます。よって、窪議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

窪議員に御入場いただいて、御挨拶を受けます。

窪 和子議員入場

○副議長

御挨拶をお願いいたします。

○10番

議長退任に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

昨年5月臨時会におきまして、議長に就任をさせていただき、議会の公正かつ円滑な運営に努めさせていただく中、無事に議長職を終えることができました。これもひとえに、議員各位をはじめ、理事者の皆様方、議会事務局をはじめ、全ての職員の皆様の御理解と御協力のおかげと心から感謝と御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

この1年もコロナ禍との闘いでありましたが、さらに、ウクライナ情勢により、国民生活もさらなる影響が出ております。これからは、一議員として、皆様とともに、町民の命と暮らしを守るために全力で頑張っている決意でございます。この1年、御指導、御鞭撻を賜り、ありがとうございます。

簡単措辞ではございますが、議長退任の御挨拶とさせていただきます。皆様大変ありがとうございました。

○副議長

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第3 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法で行うか御審議をお願いします。

「投票」の声あり

○副議長

投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。
議場を閉鎖してください。

議場閉鎖

○副議長

ただいまの出席議員は11人であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に岩崎議員及び森田議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

配付をお願いいたします。

投票用紙配付

○副議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○副議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

投票箱点検

○副議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

局長の点呼により順次投票

○副議長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○副議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。岩崎議員及び森田議員、開票の立会いをお願いいたします。

開票

○副議長

選挙の結果を報告いたします。

投票数 11 票、有効投票 11 票、無効票ゼロ票です。

有効投票のうち、山本議員 11 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、山本議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

議場開鎖

○副議長

ただいま議長に当選されました山本議員が議場におられます。会議規則第 3 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

この際、各位に報告いたします。議長は王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会、老人福祉施設三室園組合議会の議員にただいま就任されました。

議長就任の挨拶がございます。

○議長

ただいまの投票により、議長という大役を仰せつかりました山本隆史でございます。また、満票という非常に大きな票を頂きまして、本当に身の引き締まる思いでございます。

さて、私たち議員としても、日頃より、住民の皆様の代表機関として、常に

民主主義の発展と、そして福祉の向上のために果たすべき役割があります。私たちがすべきことは、まず一番最初にすべきことなのですが、すみません、ちょっと緊張しております。私たちがすべきことは、評価及び監視機能、そして立法機能等を十分に駆使し、常に西脇町長と対等の立場で、緊張した関係を維持しながら、町長が行う政策立案、そして決定、執行における議論及び争点を明確にし、広く住民の皆様にお伝えしていく必要があります。これらのことは平群町議会基本条例で定められておりますが、長い歴史の中で培われてきました平群町の地域コミュニティーを信頼し、平群町に眠っております潜在力や、そして可能性、今で言うポテンシャルを十分に引き出すことが重要であると私は考えております。議員任期の最終年度になりますが、この気持ちを万里一空の精神で頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

そのためには、町民の皆様には、まちづくりに対して大きな力を添えていただきますようお願い申し上げます。そして、議員の皆様、町長はじめ役場職員の皆様におかれましても、議会運営につきましても、大きな御理解と強い御協力を賜りますようお願い申し上げます、非常に緊張して申し訳なかったですが、簡単措辞ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。1年間よろしく申し上げます。

○副議長

続きまして、議長章の授与を行います。

事務局より議長章授与

○副議長

議長、議長席にお着き願います。

新議長着席

○議長

それでは、審議を続行します。

副議長の長良議員から辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

続きまして

追加日程第4 副議長辞職の件を議題とします。

本件につきましては、長良議員の一身上に関する件でございますので、地方自治法第117条の規定により長良議員の退席を求めます。

長良俊一議員退場

○議 長

職員に辞職願を朗読させます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

辞職願

令和4年5月9日

平群町議会議長 山本隆史 殿

平群町議会副議長 長良俊一

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

お諮りします。

長良俊一議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、長良議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

長良議員に入場いただいて、挨拶を受けます。

長良俊一議員入場

○ 2 番

副議長退任に当たり、皆様方にお礼並びにこれからの御指導を願いたく、最後の言葉にさせていただきます。

私、議員になり3年目、まだまだ右も左も分からない中、皆様方のおかげで、この3年目は副議長の大役を与えていただきました。本当にまだまだ予算委員、決算委員、その他の委員会等もまだまだ経験不足の中、副議長の大役を与えていただき、いろんな場所へ行き、いろんな人のお話を聞かしていただき、本当に本当に有意義な1年間を過ごさせていただきました。残念ながら、私が副議長の時期に下中議員が御逝去されたり、平群町にはたくさんの課題、問題のある中、懸命に、こんなこともあるんだ、あんなこともあるんだ、真摯に受け止め、自分の足りないところ、まだまだ知らないところをたくさん町民の方々、それ以外の地域の方々に与えていただいた、本当に1年間だと思います。

先ほど、新議長が改選前の1年とおっしゃいましたが、僕もこの改選前の1年間、もう一度初心に戻って、一議員として、自分がどういう形で町政に加わり、町民の方々に喜んでもらい、また次につなげられる人間になれるか、一生懸命考えて、次の役目を果たさせていただきたいと思っております。

皆様方、諸先輩方々、御指導また願いまして、今回、この副議長の職を辞させていただきます。いろいろ御指導ありがとうございました。また、理事者の方々も、これからもいろんな形で教えていただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ながら、これで挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 議 長

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思えます。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○ 議 長

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

続きます

追加日程第5 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法で行うか御審議をお願いします。

「投票」の声あり

○議長

投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。
議場を閉鎖します。

議場閉鎖

○議長

ただいまの出席議員は11人であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に山田議員及び窪議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

配付、お願いします。

投票用紙配付

○議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

投票箱点検

○議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

局長の点呼により順次投票

○議 長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。山田議員及び窪議員、開票の立会いをお願いします。

開票

○議 長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票。

有効投票のうち、岩崎議員 8 票、植田議員 3 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、岩崎議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

議場開鎖

○議 長

ただいま副議長に当選されました岩崎議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

副議長就任の御挨拶がございます。

○副議長

議席番号 1 番、岩崎真滋でございます。副議長就任に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

今回、副議長に選ばれたこと、大変光栄に思うと同時に、身の引き締まる思いでございます。まだまだ経験が浅い私でございます。皆様の御指導を頂きな

がら議長をサポートし、円滑な議会運営を行えるよう努めてまいります。皆様の御協力の下でしっかり努めてまいります。どうかよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。

○議長

議長宛てに各特別委員会の委員から辞任願が提出されております。

お諮りします。

この際、特別委員会の委員の辞任許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員の辞任許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

続きまして

追加日程第6 特別委員会の委員の辞任許可についてを議題とします。

お諮りします。

各特別委員会の委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、各特別委員会の委員の辞任を許可することに決定しました。

ただいま各特別委員会の委員が欠員となりました。

お諮りします。

この際、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

続きまして

追加日程第 7 特別委員会の委員の選任について及び

日程第 11 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について
を会議規則第 37 条の規定により、一括議題とします。

ただいま議題となりました各委員の選任方法については、どのような方法で
選任すればよいか御審議をお願いします。

「選考委員会」の声あり

○議長

選考委員会という声がありますので、議長のほうから選考委員を指名いた
したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。選考委員については、私と副議長の岩崎議員、窪議員、
長良議員をもって選考委員に選任したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よろしくをお願いします。
それでは、委員会の構成もありますので、暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0 時 4 1 分)

再 開 (午後 2 時 3 0 分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

各委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長が会
議に諮って指名することとされております。

休憩中、選考委員会を開催し、協議していただきました。各常任委員会、議

会運営委員会委員及び特別委員会委員の所属を決定しましたので、御報告いたします。

名簿を配付いたします。

名簿配付

○議長

それでは、局長のほうから報告いたします。局長。

○局長

それでは、お手元に配付させていただきました名簿に基づきまして御報告を申し上げます。なお、敬称は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

総務建設委員会、委員長、稲月敏子議員、副委員長、山田仁樹議員、委員、岩崎真滋議員、山口昌亮議員、森田勝議員、馬本隆夫議員。

文教厚生委員会、委員長、窪和子議員、副委員長、井戸太郎議員、委員、長良俊一議員、山本隆史議員、植田いずみ議員。

下水道事業特別委員会、委員長、森田勝議員、副委員長、植田いずみ議員、委員、長良俊一議員、山本隆史議員、井戸太郎議員、山口昌亮議員。

財政検討特別委員会、委員長、山口昌亮議員、副委員長、森田勝議員、委員、岩崎真滋議員、山本隆史議員、植田いずみ議員、山田仁樹議員。

議会改革特別委員会、委員長、井戸太郎議員、副委員長、山口昌亮議員、委員、岩崎真滋議員、山本隆史議員、稲月敏子議員、森田勝議員。

公共交通対策特別委員会、委員長、山田仁樹議員、副委員長、長良俊一議員、委員、岩崎真滋議員、稲月敏子議員、窪和子議員、馬本隆夫議員。

議会運営委員会、委員長、馬本隆夫議員、副委員長、長良俊一議員、委員、井戸太郎議員、稲月敏子議員、植田いずみ議員、窪和子議員。

続きまして、議会だより編集委員会、委員長、馬本隆夫議員、副委員長、長良俊一議員、委員、井戸太郎議員、稲月敏子議員、植田いずみ議員、窪和子議員。

以上でございます。

○議長

ただいま局長から報告いたしました各委員会の委員の選任については、以上のように指名いたします。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの委員長、副委員長、委員に選任することに決定しました。

次に、任期満了に伴います国保運営協議会委員、清掃センター運営審議会委員並びに欠員による残任期の都市計画審議会委員1名の報告を申し上げます。

国保運営協議会委員は山口議員、森田議員、窪議員。

清掃センター運営審議会委員は、植田議員、山田議員、馬本議員、そして私です。

欠員による残任期の都市計画審議会委員1名は稲月議員をそれぞれ指名いたします。

よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

以上で本臨時会に付議された件について全部終了しましたので、これをもって会議を閉じます。

町長、閉会に当たり御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

議員各位におかれましては、熱心に御審議賜りましてありがとうございます。ありがとうございました。

本日上程させていただきました全議案については、可決、承認いただき、誠にありがとうございます。また、議会の役員改選の案件につきましては、御審議いただき、議長に山本隆史議員が、副議長に岩崎真滋議員が選出されましたこと、心からお祝いを申し上げます。議長、副議長におかれましても、今後とも、議会運営により一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。また、各常任委員等の委員選出につきましても決定を頂きました。委員の皆様方におかれましては、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日議決を頂きました新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金事業につきましては、新型コロナウイルスの感染症により影響を受けておられる平群の住民の皆様方の生活を支援するために、早急に事業実施に向けて取り組んでまいります。

最後に、平群町のさらなる発展のため、議員の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議 長

これをもって令和4年平群町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(ブー)
閉 会 (午後 2 時 3 6 分)